

令和6年11月号



市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将

〒381-1221

長野市松代町東条 3116-3

電話:026-278-3555

FAX:026-278-3540

e-mail:ima@ichiba-sr.com

URL:www.ichiba-sr.com

11月1日から自転車の危険運転に罰則が科されます



◆道路交通法の改正

令和6年11月1日より、自転車の「運転中のながらスマホ」と「酒気帯び運転および幫助」に対して、新しく罰則が適用されます。

◆運転中のながらスマホ

自転車に乗りながら、スマートフォン等を手で保持して通話したり、画面を注視したりする行為が新たに禁止され、罰則の対象になります。

- ・違反者は、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金
- ・交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金

◆酒気帯び運転および幫助

酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が適用されます。

- ・違反者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・自転車の提供者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役または30万円以下の罰金

◆自転車運転者講習制度

上記は、「自転車運転者講習制度」の対象となります。また、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の自転車運転の危険行為（信号無視や指定場所一時不停止、通行区分違反や安全運転義務違反等）を反復して行った者も講習制度の対象となります。

* 受講命令違反は、5万円以下の罰金

免許なしで誰でも乗れる自転車だからこそ、従業員が通勤や業務で自転車を使用する場合、十分に注意するよう喚起しましょう。

【警察庁「自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました」】
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/law/R6poster/R6_leaflet_jitensya_b.pdf

実質賃金3か月ぶりマイナス 物価高に賃金追いつかず

厚生労働省は、物価変動を考慮した8月の実質賃金が3か月ぶりに減少したと発表しました。実質賃金は、5月まで過去最長の26か月連続マイナスを記録していましたが、賞与が給与総額に占める割合が大きい6～7月は、賞与の伸びが好調だったことからプラスを記録しました。8月の毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上）では、1人当たりの実質賃金は前年同月比0.6%減でマイナスに転じました。

◆主な数値

- ・ 名目賃金に当たる現金給与総額は、3.0%増の29万6,588円で、32か月連続のプラス。
- ・ 統計に用いる消費者物価指数は7月の3.2%を上回る3.5%上昇で、差し引くと実質賃金は減少。
- ・ 現金給与総額の内訳は基本給を含む所定内給与が3.0%増の26万4,038円で、31年10か月ぶりの高い伸び。ベースアップと定期昇給を合わせた賃上げ率が平均5%を超えた2024年の春季労使交渉の結果が反映されている。
- ・ 残業代などの所定外給与は2.6%増の1万9,599円。
- ・ 現金給与総額のうち、賞与などの「特別に支払われた給与」は2.7%増の1万2,951円で、前月の伸び幅（6.6%）より縮小。
- ・ 現金給与総額を就業形態別にみると、一般労働者は2.7%増の37万7,861円、パートタイム労働者は3.9%増の11万33円。
- ・ 主要産業別では全産業で上昇。

福岡資麿厚生労働大臣は記者会見で、「名目賃金の内訳を見ると、基本給を含む「所定内給与」の対前年同月比がプラス3.0%ということで、これは31年10か月ぶりの高い伸びとなっており、そうした意味においては賃上げの明るい動きが着実に現われてきていると認識しています。関係大臣と連携し、価格転嫁や生産性向上の支援等により、中小企業等が賃上げできる環境整備に取り組んでいきたいと考えています」と述べました。

(事業所規模5人以上、令和6年8月速報)

区分	就業形態計		一般労働者		パートタイム労働者	
	前年比(差)		前年比(差)		前年比(差)	
月間現金給与額						
	円	%	円	%	円	%
現金給与総額	296,588	3.0	377,861	2.7	110,033	3.9
きまって支給する給与	283,637	3.0	359,978	2.9	108,403	3.9
所定内給与	264,038	3.0	333,182	2.9	105,326	3.9
(時間当たり給与)	—	—	—	—	1,363	4.8
所定外給与	19,599	2.6	26,796	2.6	3,077	4.0
特別に支払われた給与	12,951	2.7	17,883	2.4	1,630	10.8
実質賃金						
現金給与総額	—	-0.6	—	-0.7	—	0.4
きまって支給する給与	—	-0.5	—	-0.6	—	0.3
月間実労働時間数等						
	時間	%	時間	%	時間	%
総実労働時間	132.6	-0.9	155.7	-0.8	79.6	-0.9
所定内労働時間	123.3	-0.7	143.3	-0.6	77.3	-0.9
所定外労働時間	9.3	-3.1	12.4	-3.1	2.3	0.0
	日	日	日	日	日	日
出勤日数	17.1	0.0	18.7	-0.1	13.5	0.1
常用雇用						
	千人	%	千人	%	千人	%
本調査期間末	51,066	1.2	35,542	3.8	15,524	-4.7
	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
パートタイム労働者比率	30.40	0.06	—	—	—	—

厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和6年8月分結果速報」より

賃金は上がる傾向にあるものの、物価はもっと上がったということですが、中小企業や非正規労働者にも効果のある具体的な政策が期待されます。

衆議院が9日に解散し、選挙戦が始まりましたが、賃上げは経済政策の主要な争点になりそうです。

【厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和6年8月分結果速報」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r06/2408p/2408p.html>

〇〇〇今月のことば 〇〇〇〇

佐高 保守本流と自民党本流との違いをさまざまな角度から歴史的に振り返ってきましたが、ここで秀征さんの政治家としての実体験をお聞きしたい。自民党綱領改正問題です。確か、秀征さんが衆院議員に初当選してまだ一年生の時ですね。自民党結党30周年という時期にぶつかり、党綱領を見直そうという話になった。これ、もともと秀征さんが提案したんですって？

田中 僕の政治生活で最も苦い思い出かな。1985年のこと、中曽根康弘首相時代だった。僕は党機関誌を通じて「30周年だから新綱領を作ろう」と呼びかけた。当時の金丸信しん幹事長に直談判すると、「それはいい」と賛成してくれた。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・(中略)・・・・・・・・・・・・・・・・

佐高 保守本流と自民本流が侃々諤々の議論をし、田中秀征という保守本流の若手エースが出てきて、いいところまで戦ったが、最後は自民本流に押し戻された、というね。で、秀征さんは綱領をどう書き直したんですか？

田中 「自主憲法制定」とぶち上げているくだりを、「我々は憲法を尊重する」「時代の変化に応じて絶えず見直しの努力を続けていく」と書き替えた。結論から言うと、僕の草案は改正委員会をそのまま通り、中曽根さんからも理解を得られたと聞いたが、他の党機関に待ったをかけられ、そこからは袋叩きになった。

それだけではない。選挙区では僕が極左であるかのような怪文書がばらまかれ、右寄りの新聞では大きく紙面を使って僕を叩いたところもある。自民党本流からすれば、僕の草案の憲法条項は許しがたく映ったんだろう。いざとなったら自民党本流の別動隊は牙を剥くと実感させられたね。

『石橋湛山を語る いまよみがえる保守本流の真髄』

著 田中 秀征・佐高 信

❀❀❀事務所よりひとこと❀❀❀



昨年6月号にて我が家の新しい犬を紹介してから早1年5カ月。その際紹介した獅子丸は、当時、予想体重は願望を込めて30kgと言っていましたが「35kg」と大きくなりました。

1年5カ月の間に状況は変わり、もう1匹獅子丸と同じ犬種（ラフ・コリー）を昨年8月から飼っています。名前は侍朗丸（じろうまる）、性別は雄、1歳6カ月の31kg、先住犬獅子丸の異母兄弟です。とにかく獅子丸（兄）大好き、獅子丸ファーストです。おもちゃで遊ぶ時はいつも一緒に遊ぼうと誘い、少しでも離れてしまいそうだと思うと捕まえ、たまにちょっかいをかけすぎ兄に怒られしょげるといふ本当に人間の兄弟のように過ごしています。ただ、人間がいようと獅子丸がいけないことには寂しくて元気も出ないため、寂しがっている侍朗丸（弟）をみて兄弟愛を感じて可愛い半面、人間では満足できないといわれているようで悲しい気持ちにもなります。2匹仲良くいることが1番ですが、人間も獅子丸と同等のレベルで寂しがってもらえるよう、アピールを続けていこうと思います。（市場玲衣）

【お知らせ👉】 ~ご不明な点は当事務所までお問い合わせください~

◆長野県産業別最低賃金額の改正について

はん用機械器具等製造業 1,043 円/時間 12月12日発効見込

計量器等製造業 1,032 円/時間 来年1月1日発効見込

11月6日現在